

岩手県警察職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 3 月 31 日

岩手県公安委員会

委員長 元 持 勝 利

岩手県公安委員会規則第 3 号

岩手県警察職員定数規則の一部を改正する規則

岩手県警察職員定数規則（昭和 32 年岩手県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表（第 2 条関係）					別表（第 2 条関係）				
所 属	区 分	警 察 官	警 察 官 以 外 の 警 察 職 員	合 計	所 属	区 分	警 察 官	警 察 官 以 外 の 警 察 職 員	合 計
警 察 本 部	[略]				警 察 本 部	[略]			
	教育訓練者	<u>71</u>	[略]	<u>71</u>		教育訓練者	<u>82</u>	[略]	<u>82</u>
	[略]					[略]			
	計	<u>658</u>	[略]	<u>886</u>		計	<u>669</u>	[略]	<u>897</u>
[略]					[略]				
合計		<u>2,101</u>	[略]	<u>2,420</u>	合計		<u>2,112</u>	[略]	<u>2,431</u>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。